

令和5年度 江東区社会福祉協議会の体制について

1 目指すべき姿

江東区を取り巻く環境は近年大きく変化しており、地域福祉を推進するため次の課題に取り組む。

- 地域課題の多様化、複雑化により、社会的孤立やダブルケア等の制度の狭間への対応は、社協が取り組むべき喫緊の課題
- 社会福祉法改正により、江東区の包括的な支援体制の体制整備が急務
- 江東区地域福祉計画により、社協の役割が明確化

次の取組を中心にした社協の機能強化を図る。

- ① 地域の拠点としての機能整備、身近な相談や活動支援
- ② 地域福祉コーディネーター(CSW)によるアウトリーチ活動の強化
- ③ 権利擁護センターにおける中核機関の整備
- ④ 区民や地域団体との協働を推進する中間支援組織の設置

2 (①・②) 拠点整備、地域福祉コーディネーターの強化
(地域福祉推進課)

取組方針1-3
取組方針9-3

- (1) 地域拠点の設置(当面、城東地域2か所)
 - 地域の身近な相談窓口(断らない相談支援)
 - 地域福祉コーディネーター、地域福祉サポーターの活動拠点
 - 住民サービスの提供(車いすの貸出等)
- (2) 地域福祉コーディネーターのアウトリーチ活動強化(増員)
 - 拠点から地域住民へ日常的なアウトリーチ(迅速な対応)
 - 「相談支援包括化推進員」として困難ケース対応に特化
 - 行政のみで対応困難な「制度の狭間」に苦しむ地域住民への支援強化

地域課題の早期発見・早期解決を可能とする体制の充実

3 (③) 権利擁護事業における中核機関の整備
(権利擁護センター)

取組方針5-1

- (1) 地域一体で取り組む「地域連携ネットワーク」と全体コーディネート
 - 相談対応、ニーズ精査、見守り体制、他との連携の一体的支援
 - 権利擁護支援の方針検討
 - チーム支援(専門職機関連携)の進行管理

地域の権利擁護支援に向けた司令塔としての機能整備

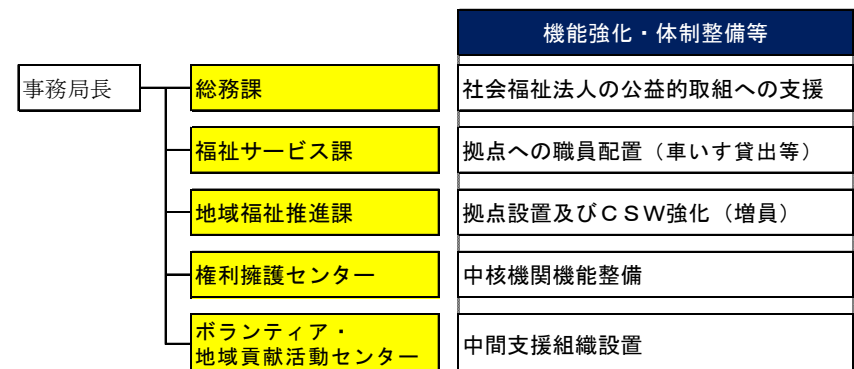
4 (④) 中間支援組織の設置
(ボランティア・地域貢献活動センター)

取組方針3-1

- (1) 地域貢献活動団体と行政等との協働のコーディネート
 - NPO法人等、多様な団体の活動に関する相談窓口機能(相談支援から協働のマッチングまでのトータルコーディネート)
 - 団体の組織運営、法務等の専門的な相談への対応
 - NPO等団体間のネットワーク構築支援による連携強化

地域活動団体等と行政とのつながりづくり(連携・協働)を推進

5 令和5年度以降の組織体制



※2～4に記載の取組方針○-○は、江東区地域福祉計画に記載された各施策内の取組方針を表す